

## 不用品回収業者にご注意を!

不用になった家電製品を処分するときは、廃棄物処理法の許可を得ていない「無許可の不用品回収業者」には、絶対に渡さないでください。

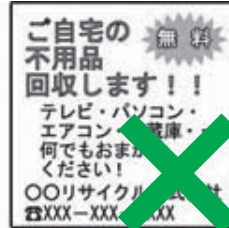
軽トラックなどで一般家庭や事業者などを回って戸別回収し



トラック型不用品回収



拠点型不用品回収



チラシ型不用品回収

たり、空き地など特定の場所を指定して持ち込ませたり、チラシを配布するなど使用済みの家電製品などを回収する業者のほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可や市の委託を受けておらず、廃棄物処理法に抵触するものです。

り、これらの不用品回収業者に回収されたものは、適正な処理が行われることが確認できません。家電製品は市の分別の手引から従って排出をお願いし、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機といった家電4品目の回収は、家電リサイクル法のルールに従って排出するか、買い替えをした家電販売店へ引き渡ししましょう。

## 夏の節電にご協力を!

無理のない範囲でご協力ください。

### 家庭でできる節電

- 扇風機を利用しましょう。エアコンは設定温度を2℃上げ、フィルターはこまめに掃除を。
- すだれやグリーンカーテンを利用しましょう。
- 照明は日中は消灯し、夜間も最小限にしましょう。
- 冷蔵庫の設定を「強」から「中」にし、扉を開ける時間をできるだけ減らし、物を詰めこまないようにしましょう。
- 洗濯物は容量の80%を目安に、まとめて洗いましょう。
- 温水洗浄便座の便座保温・温水をオフにしましょう。
- 長時間使わない電気製品のコンセントを抜きましょう。

### 市の節電の取り組み

- 市内公共施設の冷房温度を28℃に徹底します。
- 市庁舎内の蛍光灯を間引きし、たほか、トイレや廊下など、可能な限り消灯します。
- 市庁舎、出先機関で「ゴーヤのグリーンカーテン」を実施します。
- 5月から10月まで、ノーネクタイ、市オリジナルポロシャツを着用する「クールビズ」を実施します。
- 毎週水曜日をノー残業デーとし、そのほかの日でも時間外勤務を極力減らします。

## 犬の予防接種と変更届

狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。5月の集合注射で接種できなかった方は、動物病院で接種していただき、市役所への登録が必要となりますのでご注意ください。

札があるとスムーズな手続きができます。

市内の動物病院で受けた方	病院で登録を代行しますので、市役所での登録は不要です。
市外の動物病院で受けた方	病院で発行される「狂犬病予防接種証明書」を持参のうえ、生活環境課窓口(谷和原庁舎)で登録を行ってください。

※動物病院の注射料金については、集合注射と異なる場合があります。犬の登録手数料 2,000円(新規のみ) / 注射済票交付手数料 400円

犬の死亡	生活環境課窓口(谷和原庁舎)へ届出が必要になります。電話でも受付しています。
市内住所変更 市内への転入	生活環境課窓口(谷和原庁舎)へ届出が必要になります。
市外への転出	転出先の市町村への届出が必要になります。詳しくは、転出先の市町村へお問い合わせください。

死亡・住所変更などの届け出  
飼い犬が死亡した場合、または飼い主が住所変更などをした場合の届け出は、次のとおりです。届け出の際は、犬の登録鑑

- 市内の動物病院
  - トヨシマ動物病院(下小目171) ☎ 52・2102
  - 文倉獣医科医院(鬼長429) ☎ 52・2146
  - 伊奈動物病院(中平柳1118・2) ☎ 58・3478
  - 高岡どうぶつ病院(高岡115・10) ☎ 57・7878
  - ぐり動物病院(陽光台1・184・103) ☎ 57・8611
  - 紫峰ヶ丘動物病院(紫峰ヶ丘2・4・7) ☎ 58・0620